

## ■新型コロナウイルス感染症への対応方針等について（第35報 R4.3.22現在）

### 《3月22日以降の白川町の対応方針について》

※今後の感染状況によって内容の変更等を行う場合があります。

これまで経験したことのないスピードと規模で感染拡大した「第6波」も、緩やかではあるものの減少傾向が確実な状況となり、岐阜県の「まん延防止等重点措置」の適用は3月21日をもって解除となりました。

しかしながら、「新規陽性者数がレベル4相当で高止まりしていること」「減少傾向が非常に緩やかであること」「未だ2千人規模の自宅療養者への対応を余儀なくされていること」などから、引き続き十分な警戒が必要な状況に変わりはありません。このため、決して気を緩めることなく、感染の高止まり、さらには第7波へと再拡大することを大いに警戒しなければなりません。既に重点措置を解除したいくつかの県ではリバウンド傾向が見られる地域もあります。

町民の皆様におかれましては、長引く自粛生活でお疲れのことと思いますが、引き続き対策の徹底をお願いいたします。

3月22日以降の町の対応は次のとおりです。

### ○町内小中学校及び中学校の部活動及び子どものスポーツ活動について

白川町教育委員会では、3月22日付けで小中学校の保護者向けに「「まん延防止等重点措置」解除に伴う教育活動・スポーツ活動について」の文書を出しています。

感染防止策の徹底を図りながら、新型コロナウイルスへの対応を実施いただくようお願いいたします。なお、町のホームページでもその内容をご覧ください。

### ○町民会館・その他施設の対応について

#### ◎町民会館・各地区ふれあいセンター・林業センター

町民会館・各地区ふれあいセンター・林業センターは、通常通り利用することができます。しかし、感染を再拡大させないよう、感染防止対策を徹底・継続していただくようお願いいたします。引き続き、体温チェック、マスク着用、手洗い、手指消毒、換気等に心がけてください。

3密状態を回避するため、内容によっては施設の利用を制限する場合があります。

### ○福祉センター

3月31日（木）までは、施設の一般利用を中止します。4月1日（金）からは、使

用する人数・時間を制限しながら、一般利用を開始します。他の施設同様感染予防対策にご協力ください。

### ○楽集館

開館時間は通常どおり（平日は午前9時から午後7時まで、土日祝日は午前9時から午後6時まで）ですが、滞在時間は3時間以内とします。

換気・体温チェック・マスク着用・手指消毒等を徹底し感染予防に努めます。

会議室・企画展示室・学習室の利用はできます。利用については楽集館へお問い合わせ下さい。

常設展示室は通常どおり、土日開館します。（TEL74-1022）

### ○大人のスポーツ活動について

社会体育施設及び学校開放施設は、通常通り利用することができます。しかし、感染を再拡大させないよう、感染防止対策を徹底・継続していただくようお願いします。引き続き、体温チェック、手洗い、手指消毒、必要に応じたマスクの着用、換気、使用後の施設の消毒や清掃、ゴミの持ち帰り等を徹底してください。

3密状態を回避するため、人と人との距離を確保することが大切です。一度に大人数が集まって密集・密接することがないように配慮をお願いします。

### ○子育て支援センターの対応について

誰でも利用することができます。ただし、電話予約が必要です。

### ○町の会議の持ち方、イベント開催についての考え方

会議やイベントについては、感染防止策を徹底した上で開催します。

※総会等が多く開催される時期となりますが、開催される場合は、感染予防対策を徹底していただきますようお願いいたします。

（飲食については特にご注意ください。）

なお、大人数となる会議等については、引き続き書面議決等をご検討ください。

※ 混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出は自粛をお願いします。

※ 自宅含め、普段会わない人との会食、大人数・長時間での会食（歓送迎

会、花見、謝恩会など)は控えましょう。(4人まで、2時間以内が目安とされています。)

※基本的な感染防止対策を徹底しましょう。